



安達地方広域行政組合告示第 2 号

安達地方広域行政組合管理者が消防法第 14 条の 3 の 2 に定める定期点検について点検を行うべき期限を定める件を次のように定める。

令和 3 年 2 月 15 日

安達地方広域行政組合管理者

三保 恵一

安達地方広域行政組合管理者が消防法第 14 条の 3 の 2 に定める定期点検について点検を行うべき期限を定める件

(主旨)

第 1 条 この告示は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 14 条の 3 の 2 に定める定期点検（以下「定期点検」という。）について、危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「省令」という。）第 62 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事由により、省令に規定されている期限までに点検を行うことが困難である場合に安達地方広域行政組合管理者（以下「管理者」という。）が点検を行うべき期限を別に定めるものである。

(適用事由)

第 2 条 定期点検を行うことが困難であると認める事由は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）に基づき指定される特定非常災害が発生したとき。
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたとき。
- (3) その他前 2 号の法令以外に別段の定めがあるとき。

(期限)

第 3 条 管理者が定める定期点検の期限は第 2 条の適用事由が生じた日から 4 月とする。なお、期限内に定期点検を行うことが困難である場合は、管理者はその状況に応じて期限を延長することができるものとする。

(措置)

第 4 条 前条の期限が適用されている間は、次の各号に掲げる措置を徹底しなければならない。

- (1) 日常点検の徹底
- (2) 管理を的確に行うなど、事故の発生防止及び早期発見の徹底
- (3) 事故発生時の応急措置及び連絡体制の確立

(補則)

第 5 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。



附 則

この告示は、公布の日から施行する。